

心理的リアクタンス理論(3)

深田博己
(1998年9月30日受理)

Psychological reactance theory(3)

Hiromi Fukada

The purpose of this paper was to describe psychological reactance theory in detail and discuss and refine the theory. The paper consists of following two parts.

9. Effects of reactance 10. Attitudinal freedoms

Key words : psychological reactance, effects of reactance, attitudinal freedom.

9. リアクタンスの効果

9.1. リアクタンス効果の概観

心理的リアクタンスは、侵害された自由の再確立・回復に方向づけられた動機状態であるので、ある個人にリアクタンスが喚起されたならば、そのリアクタンスはその個人に対していろいろな効果を及ぼすことになる。Brehm (1966) は、「そこで一般的に、リアクタンスを経験する人は、あらゆる利用できる適切な方法によって、失われた自由あるいは脅やかされた自由を再獲得することを試みるように動機づけられるであろう。」(p. 9) と考え、ある人物がリアクタンスを経験するときに、その人物には以下のような効果が生じる傾向があるであろうと指摘している (p.119)。

- ① 削除された行動あるいは脅やかされた行動に対する欲求の増加、および削除されたり、脅やかされたりした行動をとることができるという感情の増加
- ② 脅やかされた行動をとる傾向
- ③ 脅やかされたり、削除されたりした行動を自分とはとることができるということを暗々に意味するあらゆる行動をとる傾向
- ④ 脅やかされたり削除されたりした行動をとるようにと、あるいはそうした脅やかされたり削除されたりした行動を自分ととることができるということを暗々に意味する行動をとるようにと、自分と同等な人物に奨励する傾向

これらの効果のうち、①は個人の主観的・内的反応における変化であり、②は自由の直接的回復行動、③と④は自由の間接的回復行動である。

リアクタンスがもたらす効果に関するBrehm (1966) の記述に基づき、深田 (1977) は、リアクタンスが個人の感情的側面と行動的側面に影響を及ぼすと捉え、リアクタンスの効果を主観的感情の変化と自由の回復の試みに大別し、次のようにそれぞれの効果をさらに細分している。

- ① 主観的感情の変化
 - (a) 自己の運命に対する支配感情の増加
 - (b) 侵害された自由(行動)に対する欲求の増加
 - (c) 侵害された自由(行動)に対する魅力の増加
- ② 自由回復の試み
 - (d) 自由の直接的回復
 - (e) 自由の間接的回復
 - (f) 自由の偽似的・主観的回復
 - (g) 自由の放棄

リアクタンス効果に関するBrehm & Brehm (1981) の捉え方は、どちらかといえば深田 (1977) の分類に近く、次のような分類を行っている。

- ① 自由の直接的回復
- ② 自由の暗々の間接的回復
- ③ 主観的反応
 - (a) 脅やかされたり、削除されたりした自由の魅力
 - (b) 敵意

(c) 自己支配

④ 脅威の否定

⑤ 他の自由の保護

本書では、リアクタンス効果を、リアクタンスの最も顕在的な効果としての自由の回復の試みに属する効果、リアクタンスの潜在的な効果としての内面的主観的反應の変化に属する効果、リアクタンス効果の消失と深く関わる自由の放棄、およびリアクタンスの派生效果としての別の自由の保護に大きく4分類し、以下に示すような具体的な効果を考察してみたい。

① 自由の回復

(a) 直接的回復

(b) 間接的回復

(c) 認知的回復

(c)-1 防衛反応的自由回復

(c)-2 対処反応的自由回復

② 主観的反應の変化

(d) 侵害された自由行使欲求の増加

(e) 侵害された自由に対する魅力の増加

(f) 自己支配感情の増加

(g) 自由の侵害源に対する敵意と攻撃の感情の増加

③ 別の自由の保護

④ 自由の放棄

自由の回復に関しては、直接的回復行動の規定因を整理し、自由の放棄に関しては、自由の放棄と学習性無力感の問題に言及する。

9.2. 自由回復の試み

(1) 自由の直接的回復

心理的リアクタンスは、侵害された自由の回復を志向した動機状態であるので、取り返しのつかない形で自由が削除されてしまった場合を除けば、侵害された自由それ自体を再確立する行動へと個人を駆り立てる。すなわち、自由の侵害が決定的な削除に至らなければ、通常リアクタンスは、個人に直接的な自由回復行動を生じさせるのである。個人は、侵害された自由を行使することによって、自分にその自由があると再主張できるし、自由を完全に回復することができる。

例えば、ある個人が自分には行動Aをとる自由があると認識しているとき、他者から「行動Aをとってはいけない」と圧力をかけられたならば、その個人にはリアクタンスが喚起される。そして、喚起されたリアクタンスは、行動Aを遂行するように個人に作用し、個人は行動Aを遂行することによって、侵害された行動Aを行使する自由を取り戻すと予想される。また、ある個人が行動Aと行動Bから成る自由行動のセットをもって、他者から「行動Aをとらなければなら

ない」と圧力をかけられたならば、リアクタンスが喚起された結果、その個人は行動Aをとらずに、行動Bをとることによって、侵害された自由を直接的に回復することができる。

(2) 自由の間接的回復

自由が暗々に侵害されることがあるのと同様に、侵害された自由も間接的に暗々に回復することが可能である。侵害された自由を直接回復することが不可能であり、かつ、暗々に回復することが可能な場合に、自由の間接的回復が試みられる。侵害された自由を間接的に回復する方法には次の2種類がある。

① 侵害された自由と同等な意味をもつ別の自由の行使

② 自由を侵害された個人と同等な他者によるその自由の行使

第1に、自由を侵害された個人が侵害されたその自由を直接行使するのではなく、侵害された自由を自分が保持し続けていることを意味するような別の自由を行使することによって、侵害された自由を暗々に再主張する形で自由の間接的回復は行われる。

第2に、自由を侵害された個人とは別の人物が侵害されたその自由を直接行使することによって、自分自身がその自由を保持し続けていることを暗々に再主張できる場合に、個人は自分が侵害された自由を別の人物に行使するように働きかけることによって、侵害された自由の間接的回復は行われる。

(3) 自由の直接的回復と間接的回復の規定因

リアクタンスが最も明瞭な形をとって顕在化するのには、個人が自由を回復するための直接行動を示す場合であるが、常に自由の直接的回復が試みられるとは限らず、自由の直接的回復行動がとられるためには、案外多くの制約が存在する。

まず、自由の直接的回復の試みは、自由の侵害のタイプによって規定される。自分の侵害には、削除と脅威という2つのタイプが存在することを「4. 自由の侵害の形態」(深田, 1996)でみてきた。自由の削除とは、自由が取り返しのつかない形で侵害された場合と、侵害の回避も自由の回復も不可能な強い侵害を受けた場合とを意味する。そこで、当然のことながら、自由の侵害が削除という形をとるときには、自由の直接的回復は生じないのである。このように自由が削除されるならば、自由の直接的回復は不可能であり、間接的回復に頼ることになる。他方、自由に対する脅威とは、自由の回復が可能であるか、自由の侵害が回避可能であるか、あるいは将来の自由に対する暗々の侵害が予期されるか、のいずれかの場合を意味する。そこで、自由の侵害が脅威という形をとるときには、自由の直接的回復は可能である。このように、自由が脅

やかされるならば、自由の直接的回復と間接的回復のいずれも生じうる。

たとえ、自由の直接的回復が可能な事態であっても、直接的回復が常に試みられるわけではない。侵害された自由の直接的回復が企てられるかどうかは、次のような要因に依存すると、Brehm (1966) は指摘している (p.52-p.53)。

- ① 自由の直接的回復が成功するであろう可能性
- ② 脅やかされた行動をとることによって生じると推定される損失
- ③ 他の方法で自由を再獲得することの容易さおよび可能性
- ④ リアクタンスの強度と、自由回復行動に従事することでの期待された損失との大小関係

脅やかされた自由の直接的回復行動をうまく遂行することができる可能性が高ければ高いほど、自由の直接的回復が促進される。逆に、その可能性が低ければ、自由の直接的回復行動は抑制され、間接的回復行動が促進される。

脅やかされた行動をとることによって、個人は報酬を失ったり、罰を受けたりすることになるが、こうした自由の直接的回復行動に伴ってもたらされる損失が大きければ大きいほど、自由の直接的回復行動は抑制され、間接的回復行動が促進される。逆に、直接的回復行動に伴う損失が小さければ、自由の直接的回復が試みられる可能性が高まる。

脅やかされた自由を回復するための別の方法が利用できて、しかもその別の方法が比較的容易で、自由の回復に役立つ可能性が高ければ、自由の直接的回復行動は抑制される。逆に、自由回復のための別の方法が利用できない場合や、たとえ別の方法が利用できても、その利用が困難であったり、自由回復が成功する可能性が低ければ、自由の直接的回復行動は促進される。

脅やかされた自由の回復行動をとることによって生じると予想される損失の大きさが、喚起されたリアクタンスの強度を上回るときには、その自由を回復しようとする試みは、直接的回復行動と間接的回復行動のいずれも、抑制される。これに対して、脅やかされた自由の回復行動をとることに伴う損失の大きさが、リアクタンスの強度を下回るときには、直接的回復であるか間接的回復であるかは別として、その自由を回復しようとする試みは促進される。

これらの4つの要因以外にも、Brehm (1966) が触れているように、自由の侵害の正当性と合法性が自由の直接的回復の規定因として作用する。自由に対する脅威の正当性あるいは合法性が高ければ、自由の直接的回復は抑制され、自由に対する脅威の正当性あるい

は合法性が低ければ、自由の直接的回復は促進される。自由の侵害の正当性あるいは合法性が高ければ、侵害された自由の直接的回復行動は正当性あるいは合法性の低い、いわゆる反社会的で反規範的な行動となる可能性が大きい。自由の直接的回復行動が反社会的・反規範的行動である場合には、自由を侵害された個人は、自由の直接的回復を避けて、間接的回復を図ろうとするであろう。

以上のように、侵害された自由の直接的回復を規定する要因に関して、自由の直接的回復の促進という観点から整理すると次のようになる。

- ① 自由の侵害のタイプ：脅威
- ② 直接的自由回復の成功確率：高→促進
- ③ 直接的自由回復に伴う損失：小→促進
- ④ 別の方法による自由回復の容易さと可能性：低→促進
- ⑤ 直接的自由回復に伴う損失に対するリアクタンス強度の優位性：高→促進
- ⑥ 自由の侵害の正当性：低→促進
- ⑦ 自由の侵害の合法性：低→促進

侵害された自由の直接的回復行動は、上記の要因①を前提条件としながら、要因②から要因⑦までの6つの要因の直接的関数である。要因①が脅威のときに限り、要因②から要因⑦が右端に示した水準の場合に自由の直接的回復行動は促進され、間接的回復行動は抑制される。これに対して、要因①が脅威のときに限り、要因②から要因⑦が右端に示した水準と逆の水準の場合には、自由の直接的回復行動は抑制され、間接的回復行動が促進される。なお、要因①が削除のときには、自由の直接的回復行動は全く生じなくて、間接的回復行動のみが生じる可能性がある。

(4) 自由の認知的回復

自由を侵害されたとき、個人は直接的・間接的に自由を回復するよう努力するはずである。しかし、侵害された自由の直接的回復と間接的回復を抑制する要因が存在するとき、もし侵害された自由が個人にとって重要な自由であるとすれば、その個人は極めて深刻な葛藤状態に陥るにちがいない。重要な自由を侵害され、侵害された自由を回復する手段がなく、しかも重要な自由であるため簡単に放棄することもできないとき、我々は認知レベルで自由を回復しようとする試みがある。

自由の削除や脅威を否定し、自由を回復する試みは、不合理な認知的変化に基づく防衛反応としての自由の回復と、合理的な認知的努力に基づく対処反応としての自由の回復に大別することができる。不合理な認知的変化に基づく防衛反応には、自由の削除や脅威の存在それ自体を否定し、実際には自由の削除や脅威など

無かったのだと認知を変化させる場合や、自由の回復の可能性を信じて、削除されたり、脅やかされたりした自由を実際には行使しようと思えば行使できると認知を変化させる場合がある。Brehm (1966) が指摘した認知的変化による自由の回復やBrehm & Brehm (1981) が取り上げた脅威の否定は、こうした防衛反应的自由回復に相当する。また、防衛反应的自由回復は、認知を歪めることによるみせかけの自由回復であり、深田 (1977) が偽似的・主観的回復と呼んだ自由回復にも相当する。

認知レベルでの自由の認知的回復には、さらに適応的で対処的な方式が考えられ、本稿ではこれを対処反应的自由回復と呼ぶことにする。合理的な認知的努力に基づく対処反応には、自由の削除が本当に削除に該当するかどうか、自由の脅威が本当に深刻な脅威であるかどうか、再評価を行うことによって、自由が必ずしも削除されたわけではなく、脅威がそれほど深刻ではない、といった方向に認知を変化させ、自由を回復することが可能であると確信する場合である。

9.3. 主観的反応の変化

(1) リアクタンスのもたらす主観的反応の変化

自由の侵害によってリアクタンスが喚起されると、リアクタンスは、侵害された自由を回復するように個人を動機づけるので、直接的あるいは間接的な自由回復行動が誘発される。こうした自由の直接的回復行動あるいは間接的な自由回復行動の試みと同時並行的に、リアクタンスは個人の感情や欲求の変化を引き起こすと予想される。例えば、侵害された自由に対する魅力の増加、侵害された自由を行使したいという欲求の増加、自己の運命を自分で支配したいという感情の増加、自由の侵害源に対する敵意や攻撃の感情の増加などが生じると考えられる。

このように、個人の主観的反応の変化は、自由回復行動と共に、喚起されたリアクタンスを反映するもう1つの指標として有意義である。ところで、リアクタンスが喚起された場合に、常に行動レベルでの自由回復が試みられるとは限らず、現実場面では直ちに自由回復行動がとられる場合よりも、自由侵害事態をしばらく静観し、自由の侵害に対する具体的対応策がとられることが多いかもしれない。こうした場合には、喚起されたリアクタンスを反映すべき自由回復行動が存在しないので、主観的反応がリアクタンス反応を反映する唯一の指標となる。この意味で、リアクタンス喚起によって引き起こされる主観的反応の変化は非常に重要な意義をもつのである。

(2) 侵害された自由の行使に対する欲求の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起されたリアクタンスは、侵害されたその自由を行使したいという欲求を高める。例えば、ある個人が行動A、B、Cから構成される自由行動のセットをもっているとき、行動Aをとる自由を侵害されるならば、その個人にリアクタンスが喚起され、自由を侵害される前に比べて自由を侵害された後では、行動Aをとりたいという欲求が高まると予想される。

(3) 侵害された自由に対する魅力の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起されたリアクタンスは、侵害された自由に対する魅力を高める。例えば、ある個人が行動A、B、Cから構成される自由行動のセットをもっているとき、行動Aをとる自由を侵害されるならば、その個人にリアクタンスが喚起され、自由を侵害される前に比べて自由を侵害された後では、行動Aに対して感じる魅力が高まると予想される。

(4) 自己支配感情の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起されたリアクタンスは、少なくとも侵害されたその自由に関する自己の運命を支配するのは自分自身であるべきだという自己支配感情を高めるであろう。自由を侵害されることで、自由の存在意義に対して注意あるいは意識が焦点化され、その結果、侵害された特定の自由に関して、自分がその自由を行使するかしないかは、自分で決すべきことであり、外圧によって影響されるべきでないという意味での自己支配感情が増加するのである。

(5) 自由の侵害源に対する敵意や攻撃感情の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起されたリアクタンスは、自由の侵害源に対する敵意や攻撃の感情を高めることがあるが、このことはリアクタンスが常に敵意や攻撃の感情を伴うことを意味するのではない。この場合の敵意や攻撃の感情は、自由の回復を目的とする攻撃的な道具的行為を伴う敵意や攻撃の感情ではなく、自由を侵害されたことによって引き起こされた感情の場合である。Brehm & Brehm (1981) によると、リアクタンスが喚起されるときに、混乱や不快の感情が典型的に生じるかもしれないが、これらの感情が脅威者に対する敵意の感情を含むかどうかは、脅威の合法性の知覚、脅威者の脅威行使の自由、脅威者の意図などに依存するという (p.11)。

9.4. 別の自由の保護

自由が削除され、その自由を回復することが不可能だとわかったとき、削除された自由についてはあきらめるしかない。しかし、現時点で削除された自由Aが将来にわたっても削除されることのないように、個人は将来の自由A2、A3を保護しようとする行動するか

しれない。また、現時点での別の自由B、Cが削除されないように、これらの自由を保護しようと行動するかもしれない。このように、ある特定の自由Aの削除によって喚起されたリアクタンスは、それ以上の自由が削除されることを防ぐように個人に行動させることもある。社会的地位や勢力の高い個人が、社会的地位や勢力の低い他者によって、自由を侵害された場合、その個人は賞罰のコントロールを通して侵害者の行動を制限したり、侵害者に対する監視を強めたりして、再び自由の侵害が生じないように努力するであろう。

9.5. 自由の放棄

(1) 自由の放棄

自由が侵害され、リアクタンスが喚起されたとき、個人はその侵害された自由を直接的に回復しようと試み、条件によっては自由を間接的に回復しようと試みる。そして、自由の直接的回復と間接的回復のいずれも不可能である場合には、自由の侵害あるいは侵害された自由の回復に対する認知を変化させることによって、自由を主観的に回復しようと試みる。しかし、これらの直接的回復、間接的回復、主観的認知的回復の試みが全て不可能であることがわかったとき、個人は最終的に、自由を放棄せざるをえない段階を迎えることになる。すなわち、ある特定の行動Aをとる自由が自分にあると個人が信じている場合に、極めて強い侵害圧力が加えられて、その自由が削除されてしまい、自由を回復することが不可能であると個人が確信するに至ると、個人は特定の行動Aをとる自由が自分にはないとあきらめてしまうであろう。

Brehm (1966) によると、ある特定の行動をとることが物理的に不可能であるとか、ある特定の行動をとることに対する罰が存在するとか、といった現実を個人はかなり正確に認識することができるので、自由の回復が不可能であるとわかれば、その特定の行動をとることが自由であるという信念を放棄するのである。彼は、削除された行動をとることが自由であるという信念を放棄するために必要となる時間が次の2つの要因に依存すると考えている。

- ① 自由の削除の明白さ：自由の削除が明白であればあるほど、その自由の放棄に要する時間は短い、自由の削除があいまいであれば、それだけ自由の放棄に要する時間は長い。
- ② 削除によって喚起されるリアクタンスの強度：喚起されるリアクタンスは、自由の回復を志向した動機状態であり、自由の放棄に反対方向への作用を生じるので、リアクタンスが大きければ大きいほど、自由の放棄に要する時間は長くなる。したがって、

リアクタンスの強度の規定因が間接的に自由放棄に要する時間に影響を及ぼす。例えば、削除される自由が重要であるほど、個人のもつ自由が少ないほど、暗々に削除される自由が多いほど、リアクタンスは大きくなり、自由の放棄に要する時間は長くなる。

自由の回復が不可能であると確信され、自由が一旦放棄されると、喚起されたリアクタンスは消失してしまうし、リアクタンスによってもたらされた種々の主観的反応も消失してしまう。すなわち、削除された自由に対する魅力の増加、削除された自由に対する欲求の増加、自由の侵害源に対する怒りや攻撃の感情の増加、自己の運命支配感情の増加などが消失してしまうのである。こうした自由放棄後の心理過程の特徴について、Wortman & Brehm (1975) は、心理的リアクタンス理論と学習無力感モデルを統合したモデルを提案することによって説明しようとしている。

(2) リアクタンスと無力感の統合モデル

Wortman & Brehm (1975) のリアクタンスと無力感の統合モデルでは、自由は行動的結果に対するコントロールの期待という概念に置き換えられ、自由をもつことはコントロールを期待することを意味する。例えば、ある個人にとって、特定の行動Aの自由とは、行動Aを選択する自由と行動Aを拒否する自由から成立するのであるが、行動Aの選択あるいは拒否によってもたらされる結果をコントロールできるという期待は、行動Aの選択あるいは拒否を自由にコントロールできるということを意味するのである。また、自由の侵害とは、結果のコントロールを危うくすることであり、自由の削除は結果のコントロールが不可能な状態を指し、自由に対する脅威は、結果のコントロールの可能性が低減することを指す。

統合モデルは、当初コントロールできると期待していた結果がコントロール不可能になったと個人が確信するとき、リアクタンス喚起は消失するであろうと仮定する。そして、リアクタンスが消失すると無力感が出現する。この無力感の強度は、リアクタンスの強度の規定因の直接的関数であり、リアクタンスの強度を増加する要因は無力感を増加する。すなわち、自由が削除された（結果のコントロールが不可能になった）と個人が確認する時点に境にして、それ以前の時点でリアクタンスの強度を高めた要因は、それ以後の時点で無力感を高める。例えば、重要な自由が削除される（重要な結果がコントロール不可能になる）ならば、削除（コントロール消失）の確信以前には、喚起されるリアクタンスは大きく、削除（コントロール消失）の確信以後には、もたらされる無力感は大きいと予想される。

自由の削除は、当初、最大の脅威であり、最大のリアクタンスを喚起させるが、自由の削除後の時間経過に伴って、自由が完全に消失してしまったと個人に確信される時期に至ると、リアクタンスは消失し、無力感がこれにとって代わる。Worman & Brehm (1975)は、無力感の訓練量あるいはコントロール不可能な結果の経験度（自由の侵害の強さや頻度）とコントロール行使（自由行使）動機づけの大きさとの関係について、コントロールすべき結果（侵害された自由）の重要性の水準別に図示している。自由を放棄した後には、ただ単にリアクタンスが消失するだけではなく、無力感が出現すると仮定するところに、統合モデルの特徴があり、自由放棄後の心理過程を考察する上で、このリアクタンス-無力感統合モデルは有用である。

10. 態度の自由

10.1. 行動の自由と態度の自由

心理的リアクタンス理論では、自由は具体的な特定の自由を意味し、なおかつ、基本的に行動の自由を意味する。「人はしたいときにしたいようにしたい行動をとる自由を持っている」という一般的な通念が存在することを前提として、心理的リアクタンス理論は出発した。理論を構築するにあたって、自由を行動の自由に限定することで、理論の単純化が実現した。しかし、Brehm (1966)も当初から述べているように、我々が保有している自由は行動の自由だけではなく、考える自由を保有している。すなわち、「人は好きなときに好きなように好きなことを考える自由を持っている」という一般的な通念も存在する。むしろ、人が考えたり、感じたりすることは、その人が自分の意見や気持ちとして言語、ときには非言語を介して外部に表出しない限り、確認することが不可能であるので、外に現れる観察可能な行動と比較すると、ずっと自由度が大きいはずである。

ところで、特定の対象に対する個人の行動に整合性を与えるような、その対象に対する評価的な感情のことを態度という。特定の対象に対する態度は、個人の行動に一貫性をもたらす機能をもつが、この態度の中核を成すのは、その対象に対する好き・嫌いといった評価的な感情であり、これは態度の感情的成分と呼ばれる。また、態度の感情的成分を支えている基礎的な面は、対象に対する評価的な知識であり、これは態度の認知的成分と呼ばれる。例えば、隣同士のA夫人とB夫人とがいたとしよう。A夫人に対するB夫人の態度は、A夫人に関してB夫人がもっている、評価を伴う知識（例：A夫人はよく近所の悪口を言う、A夫人

は子どもの自慢話をする）と、そこから形成されたA夫人に関してB夫人がもっている評価を伴う感情（例：A夫人には嫌悪感を感じる、A夫人を軽べつする）とから構成されている。A夫人に対するB夫人の否定的な態度は、A夫人に対するB夫人の行動に時と場を越えて整合性をもたらす（例：いつどこで会っても、B夫人はA夫人に儀礼的なあいさつ程度しか口をきかない）。

考える自由や感じる自由、すなわち考えや感情の自由は態度の自由という概念でひとまとめにすることができる。先に述べたように、内面的な自由であることから、態度の自由は、行動の自由に比べて、制約が少なく、広範なものとなる。すなわち、人は、行動の自由よりもさらに大きい態度の自由をもっているといえる。上で挙げたA夫人とB夫人の例で考えてみよう。B夫人は、隣家のA夫人に対する行動の自由をかなり保有していると信じているであろう。例えば、A夫人が出席する会合や集会には参加しない、預かってほしいと頼まれたA夫人宛の宅配便の荷物を預かることを断わる、近所の人と一緒にA夫人を批判する、などの行動の自由をB夫人はもっていると確信しているであろう。しかし、A夫人の顔を力いっぱい平手で打つ、引越して私の前からいなくなれとA夫人を脅す、無言電話をかけてA夫人にいやがらせをする、などの行動の自由が自分にあるとはB夫人は思わないはずだ。行動の自由は社会的制約を受けるため、行動の自由は無制限に拡大されるわけではない。これに対して、態度の自由は社会的な制約をあまり受けないので、態度の自由は極めてその範囲が広い。先の例で考えれば、B夫人がA夫人に対してどのような敵対的な態度をもっていようと、その態度が行動として表出されない限り、社会的制約の対象とはならないので、その意味において、B夫人はA夫人に対するいかなる態度でも保有する自由があると信じることになる。極端な例としては、強い憎しみに駆けられて、A夫人を車でひき殺したいと考える自由をもB夫人はもっているのである。

個人は、行動の自由に比べて、はるかに多くの態度の自由を保有しているが、そうかといって、態度の自由が無制限であるわけではない。親は、子どもたちに社会的望ましい態度を形成させようとして、子どもたちが特定の態度をもつようにしつけという圧力をかける。また、企業は、社員に愛社精神を推し進めるために、社員教育という名の影響力を行使する。教会や宗教団体も同じように、地域の人々や信者に対して特定の宗教的態度を形成・強化するように働きかける。態度に対するこうした社会的制約を継続的に経験するうちに、社会的制約のうちの一部は、個人の内面に取り入れられる形で内在化し、個人の態度に対する心理的制約の

機能をもつに至ることもある。例えば、豚肉を食べてはならないという厳格な規律をもつ宗教を深く信仰する信者にとって、豚肉料理に対して肯定的な態度をもつことは、規律に違反し、神を冒とくすることになるので、豚肉料理に対する態度の自由は存在しない。彼にとっては、パーティ会場で見たおいしいそうな豚肉料理のことを思い浮かべること自体がしてはならないことなのである。

態度の自由は全く無制限に存在するわけではないが、その自由度の大きさは、行動の自由よりもはるかに大きい。特に、社会的事象に対する態度に関しては、我々はほとんど常に自由があると考えてよい。客観的に証明することが可能であり、客観的真実を解明できる物理的事象に比べて、客観的真実の確認が不可能であるような社会的事象に関しては、人々の考えや感じ方は必ずしも一致しない方が普通である。ある社会的事象に関する人々の態度がかなり不一致であると個人が認知すれば、その個人は、その社会的事象に関して、好きなように考え、好きなように感じる自由が、つまり態度の自由が自分にあると一層強く確信するはずである。

10.2. 態度の自由の侵害

ある事象に関して、態度の自由が自分にはあると個人が信じている限り、その個人に特定の態度をとるようにと働きかける圧力は、態度の自由に対する侵害であると知覚される。ある問題について、個人が自由に考え、自由に感じることを妨げようとする圧力は、全て態度の自由に対する侵害とみなすことができる。態度の自由に対する侵害の形態を考察すると、脅威と削除の区別が、行動の自由に対する侵害の場合よりも、はるかに困難であることがわかる。意見表明や感情表明のような形で外部に表出されない限り、個人の態度を外部から知る手段はどこにもない。したがって、態度の自由が完全に削除されるような事態は極めて希であり、態度の自由に対する侵害は脅威と置き換えて差し支えないと考えられる。

態度の自由が削除される例外的な事態は、次の2通りがあると思われる。

- ① 行動の自由の削除が個人に無力感を生じさせる事態
- ② 極めて強い自由の侵害圧力による影響が内在化し、心理的制約が生じる事態

態度の自由が削除される第1の事態は、態度の自由が行動の自由とセットで存在していると考えられる特殊な事態である。行動の自由が削除された当初は、強いリアクタンスが喚起されるので、その行動に関連する態度の自由についての信念は強化されることはあっても、弱くなることはない。例えば、ある商社会社に

勤務するA氏は観劇の切符が2枚手に入ったので、同じ職場のOLであるK嬢を誘ったところ、K嬢にはB氏との先約があり、A氏が断られてしまった事態を想定してみよう。K嬢と一緒に観劇に出かけるというA氏の行動の自由は、B氏によって削除されてしまったが、A氏は行動の自由が削除されたことを知った時点で、リアクタンスは最大値をとるはずである。そして、K嬢と観劇に行くことに対してA氏がもっている肯定的態度はますます強くなると予想される。なぜならば、「9.3.主観的反応の変化」で述べたように、リアクタンスは、①侵害された自由行使欲求の増加、②侵害された自由に対する魅力の増加、③自己支配感情の増加、といった主観的反応の変化を引き起こすので、行動の自由の削除が喚起したリアクタンスは、その行動と関連する態度の自由に関する信念を強めることが理解できよう。このように、たとえ行動の自由が削除されてしまった場合でも、その行動と関連する態度の自由が持続する（ときには強化される）という意味で、態度の自由は、行動の自由と比べて、削除されにくいことが明らかである。

次に、行動の自由が繰り返し削除され、個人が自分にはその行動の自由がもはや存在しないと確信するに至った事態、すなわち行動の自由を放棄した事態を考えてみたい。行動の自由を放棄した段階では、それまで喚起されていたリアクタンスが消失し、無力感がそれにとって代わる。リアクタンスが低減し、無力感の強さが増加するにつれて、当該の行動に関連する態度の自由に関する信念は低下し、最終的に態度の自由も放棄されると考えられる。例えば、圧倒的に強大な圧力によって行動の自由が削除された第二次世界大戦中のナチス・ドイツの強制収容所をイメージしてみよう。強制収容所では、ユダヤ系市民が人間らしく生きるためのあらゆる行動の自由が削除された。こうした苛酷な環境の中でも、人間としての誇りと信念を守り通した人々も大勢いたが、その一方で、考えることあきらめ、希望を捨てた人々も多数にのぼった。後者の人々こそ、行動の自由の削除によって生じた無力感から、態度の自由さえも削除されてしまった人々である。

態度の自由が削除される第2の事態は、極めて強力な自由の侵害圧力が存在し、その侵害圧力の影響が内在化し、心理的制約の機能をもつに至った事態であり、行動の自由の削除とは切り離して考えてよい事態である。例として、テレビのアニメ番組「アルプスの少女ハイジ」を取り上げてみよう。スイスのアルムの山で豊かな自然に取り囲まれて祖父と暮らしていたハイジは、ゼーゼマン家の一人娘のクララのお相手役としてドイツの大都市フランクフルトに住むことになった。

アルムの山と自然を恋しがり、山に帰りたがるハイジに対して、ゼーゼマン家を預かるロッテンマイヤー女史は、クララが悲しがるという理由から、ハイジが山のことを口に出すことも、考えることも禁止してしまう。ロッテンマイヤー女史の命令を忠実に実行するハイジは、小さな胸を痛み、病気になるというストーリーである。このアニメでは、故郷のアルムの山のことを考えたり、思い出したりする自由をハイジは削除されてしまったのであるが、そこには、自分が山のことを考えるとクララが悲しむから、考えないようにしようという外的圧力の内在化が生じている。こうした外的圧力の内在化が生じて態度の自由を心理的に制約する場合は除けば、態度の自由の削除はそう簡単には起こらない。

10.3. 態度の自由の重要性

態度は単純に考えれば、好き嫌いあるいは賛成-反対という直線上の任意の点で表すことができる。これは、態度を一次的に捉える場合であり、この一次元連続体上にある弁別可能な点が立場と呼ばれる。もちろん、多次元構造をもつとみなす方が態度をより精緻に捉えることにはなるが、心理的リアクタンス理論で態度の多次元構造を仮定すると複雑になりすぎる。そこで、態度を一次元と仮定して、以後の考察を進めることにする。

ある対象に対する態度は、いくつかの弁別可能な立場を含む一次元連続体である。態度の自由という場合には、ある特定の立場をとる自由、それ以外の立場をとる自由、ある特定の立場をとらない自由、それ以外の立場をとらない自由が存在する。当然のことながら、ある特定の立場をとる自由とそれ以外の立場をとらない自由、あるいはある特定の立場をとらない自由とそれ以外の立場をとる自由とは、表裏の関係にある。

Brehm (1966) は、ある事象に関して、特定の態度上の立場をとる自由の重要性は、個人が正しいと信じている立場からの距離の直接的関数であると仮定している。すなわち、個人が正しいと信じている立場をとる自由が最も重要であり、その立場に近い立場をとる重要性は大きく、その立場から遠い立場をとる重要性は小さい。逆に、個人が正しいと信じている立場をとらない自由は最も重要でなく、その立場に近い立場をとらない自由の重要性は小さく、その立場から遠い立場をとらない自由の重要性は大きい。

どのような態度の場合にも、ある立場をとる自由とその立場をとらない自由の2つが区別できると考えた Brehm & Brehm (1981) は、態度の自由の重要性に関して、以下のように述べている。

10.4. 曖昧な中立的態度

態度の自由に関する研究的方法的な特徴として、Brehm & Brehm (1981) は次の点を指摘している (p.122-p123)。

- ① 態度対象に対して中立的な立場をもつ (初期態度が中立的である) 人々を被験者から除外している。
- ② 態度対象に対してある立場をもつ (初期態度が賛成及び/又は反対である) 人々だけをあらかじめ被験者として選んでいる。
- ③ だれでも立場をもっているような (初期態度が明確であるような) 態度対象を使用している。

中立的な初期態度をもつ人々がリアクタンス研究の被験者として適切でない理由を、Brehm & Behm (1981) に基づき、考察してみる。

ある態度対象に対するいろいろな立場 (例: 極めて賛成の立場から極めて反対の立場まで) のうちのどの立場が自分にとって望ましいのかは判断できないが、どの立場をとるかということは重要なことであると信じている個人にとって、最も重要な自由は特定の立場をとらない自由である。特定の立場をとらない自由を最重要視する個人は、賛成でも反対でもなく、態度の決定を保留したあいまいな立場である中立的な態度をとる。すなわち、積極的に中立的立場を採用し、初期態度としている。その個人に対して、明白な立場 (賛成あるいは反対の立場) をとるように作用する圧力は、特定の立場をとらない自由を脅やかし、リアクタンスを生じさせる。しかし、その個人は、最もコミットメントが小さくてすむ中立的な立場に固執することによって、態度の自由 (特定の立場をとらない自由) を再確立しようと試みるであろう。したがって、このような個人に対して賛成 (あるいは反対) の立場をとるように強要したとしても、その個人は、反対 (あるいは賛成) の立場をとることによって、態度の自由を回復しようとはしないはずである。なぜならば、強要された立場と反対の立場をとることは、その個人にとって最も重要な自由である「特定の立場をとらない自由」を脅やかすことになるからである。特定の立場をとらない自由が最も重要な自由であるため、積極的に中立的な立場をとっている個人は、明白な特定の立場をとるように圧力がかけられると、リアクタンスは喚起されるが、そのリアクタンスは中立的な立場への固執を強めるように作用するだけで、立場の変化 (態度の変化) を生じさせないので、こうしたタイプの個人を被験者とする場合には、リアクタンスによる態度変化の研究は成立しにくい。

他方、ある態度対象に対するいろいろな立場のうち

のどの立場が自分にとって望ましいのかは判断できないが、どの立場をとるかということは重要なことでないと思っている個人にとって、特定の立場をとらない自由は重要な自由ではない。こうした個人は、元々明白な立場をもっているわけではなく、結果的にあいまいな中立的立場をとっている。すなわち、消極的に中立的立場を採用し、初期態度としている。こうした個人にとって、特定の立場をとらない自由は重要でないで、特定の立場をとるように作用する圧力は、重要性の低い自由しか脅やかさず、リアクタンスはほとんど喚起されない。その結果、もし賛成（あるいは反対）の立場をとるようにという圧力が加えられると、個人はその圧力と同方向の賛成（あるいは反対）立場へと容易に立場（態度）を変化させてしまう。特定の立場をとらない自由が重要な自由でないため、消極的に中立的な立場をとっている個人は、明白な特定の立場をとるように圧力がかけられても、リアクタンスが喚起されず、圧力の方向へと態度が変化してしまうので、こうしたタイプの個人を被験者とする場合には、リアクタンスによる態度変化の研究は成立しない。

以上のように、中立的な初期態度をもつ人たちは、リアクタンスが喚起されなかったり、たとえリアクタンスが喚起されたとしても、それが態度変化を生じさせないという理由から、リアクタンスによる態度変化の研究の被験者として不適切であることが分かった。そのため、リアクタンスによる態度変化を究明しようとする研究では、中立的な初期態度をもつ人たちは被験者から除外したり、あらかじめ明白な初期態度をもつ人たちのみを被験者として選別したりする方法が用いられるのである。また、こうした被験者の除外や選別が困難な場合や、被験者の確保が困難な場合には、大多数の人たちが明白な初期態度を保有している態度対象を使用して、全ての人たちを漏れなく被験者として活用する方法が用いられるのである。

次項からは、中立的な初期態度ではなくて、明白な特定の立場の初期態度を個人が保有していることを前提として論を進めていく。

10.5. 反態度的脅威と順態度的脅威

ある特定の態度対象に対する態度が一次元連続体上の弁別可能な7つの立場（A～G）から成り立つとする。立場A～Cが賛成のサイドに属する立場であり、立場E～Gが反対のサイドに属する立場である。立場Dは、中立的立場ということになる。ここで、もしある個人がBの立場の初期態度をもっているとすると、E～Gの立場を強制する圧力は、個人の立場が属するサイドとは逆のサイドに属する立場であるので、個人

の初期態度に対する反対方向の圧力という意味で反態度的脅威と呼ばれる。これに対して、A～Cの立場を強制する圧力は、個人の立場が属するサイドに属する立場であるので、個人の初期態度と一致する方向の圧力という意味で順態度的脅威と呼ばれる。

ところで、圧力には、ある立場を強制する圧力の他に、ある立場を禁止する圧力も存在する。上の例で言えば、A～Cの立場を禁止する圧力は、個人の初期態度とは反対方向の圧力であり、反態度的脅威である。他方、E～Gの立場を禁止する圧力は、個人の初期態度と一致する方向の圧力であり、順態度的脅威である。

反態度的脅威が与えられる場合を。同じ例を使用して考えてみよう。個人が立場Bをとるとき、立場Fをとるように強制されるならば、その個人は、主として初期の立場Bを維持する自由と強制された立場Fを拒否する自由を脅やかされる。これらの自由が脅やかされた結果、リアクタンスが喚起され、リアクタンスは、初期の立場Bをさらに強めさせ、脅威とは逆方向のより極端な立場Aをとらせることによって自由の回復と再主張を導くであろう。

次に順態度的脅威が与えられる場合を考えてみる。完全な順態度的脅威は、個人の立場と圧力の立場が全く一致する立場である。立場Bをとる個人が立場Bを強制されるならば、個人は、立場Bを拒否する自由と立場B以外の立場をとる自由を脅やかされる。これらの自由が脅やかされて、リアクタンスが喚起され、リアクタンスは、脅威と異なる立場の方向へと個人の立場を変化させるであろう。リアクタンスが中程度であれば、立場Aあるいは立場Cをとることによって自由の回復が図られるであろうが、リアクタンスが大きければ、立場E～Gをとることによって、自由の回復が試みられるであろう。

立場の異なる順態度的脅威の場合には、脅やかされる自由が異なる。もし、立場Bをとる個人が立場Aを強制されるならば、個人は、主として立場Bをとる自由と立場Aを拒否する自由を脅かされる。これらの自由が脅やかされて、リアクタンスが喚起され、リアクタンスは、立場Bをさらに強固に保持させることによって、ときには、立場Aから遠ざかる方向に立場を変化させることによって、自由の回復と再主張を導くであろう。

以上のように、反態度的脅威と順態度的脅威は、個人の態度の自由における異なる側面を脅やかすことによって、リアクタンスを喚起し、特有の態度変化を生じさせるであろうと、考察された。先の考察では、反態度的脅威と順態度的脅威によって最終的に導かれる態度変化の方向性の違いに焦点を絞った。しかし、態

度の自由に対する脅威が反態度的脅威であるか順態度的脅威であるかは、ただ単に態度変化の方向性に影響を及ぼすだけではなく、態度の自由の重要性の変化を媒介として、リアクタンズ喚起の強度すなわち態度変化の程度にも影響を及ぼすと考えられる。さらに、個人が自己の態度的立場をどの程度強固に維持してきたかということ、すなわち自己の態度の自由に関する信念強度も態度の自由の重要性に影響を及ぼすと考えられる。

初期態度と脅威の一致性の要因と態度の自由に関する信念強度の要因とが、リアクタンズの強度をどのように規定するかについて、Brehm & Brehm (1981) は次のような例を挙げて説明している (p.124-p125)。ある単一の態度次元に関して、立場Xを信じ、立場Yを拒否する人物を想定するとき、この人物の立場Xに関する信念強度を変化させながら、態度の自由に対する反態度的脅威と順態度的脅威によって脅やかされる態度の自由はどの程度重要であるのか、さらには、喚起されるリアクタンズはどの程度大きいのか、Brehm & Brehm(1981)に従って、みていこう。

(1) 態度の信念強度が中程度のとき

立場Xに関する信念が中くらいの強度であれば、自由な態度のセットと、セットを構成するそれぞれの態度の自由の重要性は次の通りである。

- ① Xを受容(維持)する自由 中くらい重要
- ② Xを拒否する自由 少し重要
- ③ Yを受容する自由 少し重要
- ④ Yを拒否する自由 中くらい重要

「Xを信じるな。Yを信じる。」という反態度的脅威は、上記の自由セットのうちの①と④を脅やかし、次のような量のリアクタンズを喚起させる。

- ① Xを受容する自由に対する脅威 中くらいのリアクタンズ
- ④ Yを拒否する自由に対する脅威 中くらいのリアクタンズ

「Xを信じる。Yを信じるな。」という順態度的脅威は、上記の自由セットのうちの②と③を脅やかし、次のような量のリアクタンズを喚起させる。

- ② Xを拒否する自由に対する脅威 少しのリアクタンズ
 - ③ Yを受容する自由に対する脅威 少しのリアクタンズ
- (2) 態度の信念強度が非常に強いとき

立場Xに関する信念が非常に強ければ、自由な態度のセットと、セット内の態度の自由の重要性は次の通りである。

- ① Xを受容(維持)する自由 非常に重要
- ② Xを拒否する自由 重要でない
- ③ Yを受容する自由 重要でない

④ Yを拒否する自由 非常に重要

「Xを信じるな。Yを信じる。」という反態度的脅威は、上記の自由セットのうちの①と④を脅やかし、次のような量のリアクタンズを喚起させる。

- ① Xを受容する自由に対する脅威 大きいリアクタンズ
- ② Yを拒否する自由に対する脅威 大きいリアクタンズ

「Xを信じる。Yを信じるな。」という順態度的脅威は、上記の自由セットのうちの②と③を脅やかし、次のような量のリアクタンズを喚起させる。

- ② Xを拒否する自由に対する脅威 リアクタンズ無し
 - ③ Yを受容する自由に対する脅威 リアクタンズ無し
- 立場Xに関して極めて強い信念をもつ個人は、Xを拒否する自由やYを受容する自由は全く重要でなく、これらの自由をもたないともいえる。

(3) 2つの原理

態度の自由に対する脅威はリアクタンズを喚起するが、喚起されるリアクタンズの量は、2つの要因の影響を受けることが明らかになった。

第1に、個人がある態度的立場を強く保持していればいるほど、その態度的立場をとる自由の重要性は大きくなり、その態度的立場をとる自由が脅やかされると、喚起されるリアクタンズは大きくなる。すなわち、態度の自由の重要性と喚起されるリアクタンズ強度は、態度に関する信念強度の直接的関数である。

第2に、個人の初期態度と脅威の立場との隔たりが大きくなればなるほど、脅威と初期態度との間の不一致が大きくなり、喚起されるリアクタンズは大きくなる。すなわち、反態度的脅威の方が、順態度的脅威よりも、より大きいリアクタンズを喚起するであろう。

引用文献

- Brehm, J. W. 1966 *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. 1981 *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- 深田博己 1977 コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要(第一部), 26, 259-269.
- 深田博己 1996 心理的リアクタンズ理論(1) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 45, 35-44.
- Wortman, C. B., & Brehm, J. W. 1975 Responses to uncontrollable outcomes: An integration of reactance theory and the learned helplessness model. *Advances in Experimental Social Psychology*, 8, 277-336.